

事例番号:270131

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第二部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 26 週:切迫早産の診断

妊娠 28 週 4 日-31 週 0 日:切迫早産の診断で入院

破水感(+)、pHキット(-)、リトリン塩酸塩静脈投与開始

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 31 週 0 日

20:00 胎児心拍数陣痛図上、腹緊頻回、基線細変動あるが、胎児心拍数 90-100 拍/分程度に下降あり

20:10 超音波断層法、羊水ほとんど認めず、胎児心拍数 40-50 拍/分程度、母体搬送決定

搬送準備中 胎児心拍数 140-150 拍/分台へ回復、その後 170 拍/分台の頻脈傾向、基線細変動乏しい

#### 4) 分娩経過

20:50 当該分娩機関入院

21:05 超音波断層法、骨盤位、羊水過少、IUGR(診療録記載の通り)、臍帯付着部に児頭あり、胎盤子宮底部-後壁付着、常位胎盤早期剥離(-)緊急帝王切開決定

21:48 手術開始

21:52 児娩出、骨盤位(骨盤位-横位-頭位に回転し最終的に頭位で娩

出)

## 5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:31 週 0 日
- (2) 出生時体重:1500g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析値:未実施
- (4) Apgar スコア:生後 1 分 3 点、生後 5 分 9 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、胸骨圧迫
- (6) 診断等:早産、低出生体重児、呼吸窮迫症候群、重症新生児仮死
- (7) 頭部画像所見:  
生後 46 日 頭部 MRI:側脳室拡大、嚢胞状変化(乳幼児期医療機関)  
1 歳 0 ヶ月 頭部 MRI:側脳室壁不正、拡大、end stage PVL

## 6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

- (1) 診療区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師:産科医 1 名  
看護スタッフ:助産師 2 名

〈当該分娩機関〉

- (1) 診療区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師:産科医 2 名、小児科医 3 名  
看護スタッフ:助産師 2 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は胎児低酸素・酸血症である。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯血流障害の可能性がある。
- (3) 胎児低酸素・酸血症の発症時期の特定はできないが、妊娠 31 週 0 日 20 時から 20 時 35 分の間と推定される。
- (4) 早産・低出生体重児であったことが脳性麻痺の重症化に関与したと考えられる。

### 3. 臨床経過に関する医学的評価

#### 1) 妊娠経過

- (1) 妊娠 28 週 0 日までの搬送元分娩機関による妊婦健診は一般的である。
- (2) 搬送元分娩機関において切迫早産で入院中の妊娠 28 週 4 日から妊娠 30 週 6 日まで羊水量を確認した記録がないこと、血液検査が入院時の 1 回であったことは選択されることの少ない対応である。
- (3) 妊娠 31 週 0 日に 20 時過ぎの所見で当該分娩機関に搬送したことは適確である。

#### 2) 分娩経過

当該分娩機関における母体搬送受け入れ後の対応(緊急帝王切開を選択したこと、緊急帝王切開の決定から 47 分で児を娩出したこと)は一般的である。

#### 3) 新生児経過

出生後の新生児蘇生処置および新生児治療は一般的である。

### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

#### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

##### (1) 搬送元分娩機関

切迫早産の取り扱いについては、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に沿って母体体温、白血球数、CRP 値などを適宜計測することが望まれる。

##### (2) 当該分娩機関

- ア. 臍帯動脈血ガス分析は、分娩前の胎児の状態把握に有用であるため、実施すべきである。
- イ. 胎盤の病理組織学的検査は、その原因の解明に寄与する可能性があるもので、常位胎盤早期剥離や感染が疑われる場合など、分娩経過に異常を認められた場合や重症の新生児仮死が認められた場合には、実施すべきである。
- ウ. 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが望まれる。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。